

みんなで住みよいまちをつくるための基本ルール

「市民の権利」と「参画と協働」、「住民自治」、そして「よりよい行政運営」をめざして！

「解説」も一緒に読んでね！

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義

第2章 基本理念及び基本原則

- 第3条 自治の基本理念
- 第4条 自治の基本原則

自治基本条例の全体構成はどうなっているの？

第3章 市民の権利と責務

- 第5条 市民の権利
- 第6条 市民の責務
- 第7条 事業者の役割と責務

第4章 情報の共有

- 第8条 情報の共有
- 第9条 個人情報の保護

第5章 住民自治

- 第10条 住民自治のあり方・定義
- 第11条 住民自治の原則
- 第12条 住民自治組織
- 第13条 行政の支援
- 第14条 コミュニティのあり方

第8章 市議会並びに市長及び市の職員の役割と責務

- 第23条 市議会の役割と責務
- 第24条 市議会議員の役割と責務
- 第25条 市長の役割と責務
- 第26条 市の職員の責務

第9章 市政運営

- 第27条 市政運営の原則
- 第28条 総合計画
- 第29条 行政組織
- 第30条 財政運営
- 第31条 財政計画
- 第32条 政策法務
- 第33条 法令遵守、公益通報
- 第34条 説明責任
- 第35条 応答責任
- 第36条 行政手続
- 第37条 行政評価
- 第38条 外部監査
- 第39条 広報・広聴
- 第40条 パブリックコメント
- 第41条 危機管理

第6章 参画と協働のまちづくり

- 第15条 参加、参画の権利
- 第16条 参加、参画の制度
- 第17条 計画等への参画
- 第18条 審議機関への参画
- 第19条 まちづくりへの支援
- 第20条 市民公益活動
- 第21条 生涯学習

第10章 連携

- 第42条 連携

第11章 条例の位置付け及び見直し

- 第43条 条例の位置付け
- 第44条 条例の見直し

第7章 住民投票

- 第22条 住民投票

附 則

平成 24 年 4 月 1 日 施行

全 11 章 44 条

そのためには、市民と議会と行政が、連携してまちづくりを進めていかないといけないよね。

自分の地域は自分たちでつくりたいネ！

まず、どのようなまちで暮らしたいのか？
そのため、どのようなまちをつくりたいのか？
を考えよう！

私たち、丹波市民がつくりたいまちは、

- ▶人権が守られ、安全で、安心して心豊かに暮らせるまち
- ▶地域の歴史や文化、自然環境を大切にし、次世代に引き継いでいく持続可能なまち
- ▶活気があり、人が集まり、人がつながるまち

そして、そんなまちをつくるためには、

- ◇みんなでまちの将来の姿を考え、みんなで支え合い（参画と協働）、
- ◇市民のニーズを反映した自律的かつ効率的な自治体経営を進めていくことが大切ではないでしょうか。

自治基本条例が必要なわけ

住みよいまちをみんなでつくっていくには、まちづくりを進めるためのルールを、誰もが知っていなければなりません。

そのためには、“ルール”が共有できるように明文化する必要があります。

この明文化されたものが「自治基本条例」であり、みんなでつくる「私たちのルール」です。

まちをつくるのは、市役所だけではありません。市民みんなが参画し、協働してつくっていくのです。

市民一人ひとりが主権者であることを自覚し、責任を持つことが求められています。

そのため、まちづくりを進めていくときの“ルール”が必要です。

一言でいうとこうなります。

丹波市自治基本条例ってなんだろう？

○市民（事業者等も含む）、市議会、行政が、連携・協働してみんなで住みよいまちをつかっていく（市民が主役のまちづくりを進める）ときの基本ルールです

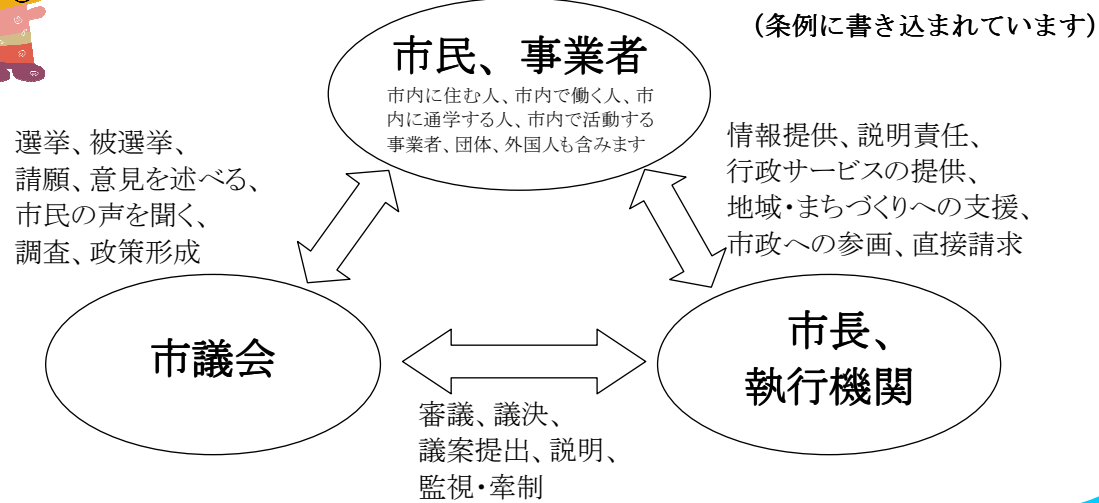
- ・市民が市政に参画する権利と責務を明らかにしています。
- ・補完性の原則に沿った住民自治の役割を明らかにしています。
- ・参画と協働のまちづくりの進め方を明らかにしています。
- ・議会と行政の役割と責務を明らかにしています。

**「みんなのルール」と
するため、市民主体で
素案を作成しました**

○丹波市で最も上位の条例として、市が行う施策、市の条例・規則等はこれに基づくこととなります。また、市民の市政やまちづくりへの参画もこのルールに則して行われることとなります。その意味で、自治体の「憲法」とも言われます。

条例とは、市が独自に決めることができる法律です（地方自治法第14条）。国の法律とは異なり、地域の実情にあったルールを決めることができます。

まちづくりの主体相互の関係



丹波市のまちづくりにあたって大切にしたいこと！

基本理念（第3条）要旨*

- ① 市民一人ひとりの基本的人権を守り、安全・安心に暮らすことができる市政実現。
- ② 地域の歴史や文化、自然環境等の特性を伸ばしながら、次世代に引き継ぐ。
- ③ 市（議会と行政）は、自律した自治体として国や県と対等な立場で連携していく。

基本原則（第4条）要旨**

- ① 市民主体の原則（主権者として市政に参画、市を注視）
- ② 情報の公開及び共有の原則（市政の情報の公開、地域情報を市民と市とで共有）
- ③ 補完性の原則（課題は近隣から取り組み、次第に地域、市、県、国と順次補完）
- ④ 協働の原則（公共的課題の解決にあたっては、市民団体、市等が協働して取り組む）
- ⑤ 多様性の尊重の原則（市民の多様性を尊重し、参画や協働の場及び機会を保障する）

丹波市自治基本条例の柱

- ・市民の権利と責務（市政、まちづくりへの参画）
- ・住民自治（自治協議会、コミュニティ）
- ・参画と協働（市政、まちづくり、市民公益活動）
- ・市議会、市長等の役割と責務
- ・効率的・効果的な市政運営

横に貫く「原則（第4条）」

- ①市民主体の原則
- ②情報の公開及び共有の原則
- ③補完性の原則
- ④協働の原則
- ⑤多様性の尊重の原則

市民自治の実現

市民の声

人権尊重 危機意識の共有 主権者としての市民
自律した自治体 地域の持続可能性確保
「市民」を幅広く 自治協議会を住民自治の核に

丹波市自治基本条例で何が変わるのでしょうか？

- 市民、市議会、行政が、「まちづくりの基本理念」*、「まちづくりの基本原則」**を共有しながらまちづくり・地域づくりを進めます。
- それぞれの役割と責務も明確になり、連携や協働がしやすくなります。
- 市民にとっては、市政に参画するさまざまな権利や方法が明示され、主権者としての行動が保障されます。
- 情報共有や説明責任・応答責任が確立し、透明で民主的な市政運営が期待できます。
- 住民自治や市民公益活動の意義が明確になり、なにより市民主体のまちづくりが進み、市民も主権者としての意識を高めるようになります。

「市民自治」とは「市民統治」と「住民自治」がいまって実現します

「市民統治」とは、市民が丹波市政に、主権者として民主的なルールに従って参画し、市民の意思が反映される自治体運営がなされることです。

「住民自治」とは、市民が自分たちの住んでいる地域を自分達で運営していくということです。この両者があいまって市民自治が実現します。

この条例は、「参画と協働のまちづくり」を推進するための重要な条例です。この条例の理念のもとで、少子高齢化や人口減少などの厳しい社会経済情勢を乗り越え、「住んで良かった、住み続けたい」と思える丹波市をみんなで築いていきましょう。

この条例を生かしていくのは、市民と議会と行政の活用次第です